

令和 5 年 6 月 30 日現在

機関番号：37703

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K02352

研究課題名(和文) フランスにおける地域教育政策の展開と教育共同体の創造

研究課題名(英文) The development of local education policies and the formation of local educational communities in France

研究代表者

岩橋 恵子 (IWAHASHI, Keiko)

志学館大学・法学部・名誉教授

研究者番号：70248649

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：フランスの地域教育政策は、1980年代地方分権法を背景として、一方で国家による地方自治体の教育政策の「遠隔ガバナンス」の推進、他方で地方自治体とアソシアションなど多様なローカルアクターの連携・協働による教育共同体を基盤として構築する教育政策の「地域化」の推進という2つの側面を内包して誕生し展開されてきた。その結果、今日、一方で国家とアソシアション、他方で共和制教育モデルと教育共同体モデルの緊張関係の中で、国の地域教育政策の類似状況(地域教育政策の国家モデル化)と、自治体独自の地域教育政策の策定が進む地方自治体(地域教育共同体形成化)の2極化が進んでいる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本では、近代教育改革以来、フランスの教育は国家の公役務として進められているという前提があるため国レベルの教育政策研究に蓄積はあるが、地域の位置をめぐる研究はほとんど見られない。フランスでは、1990年代頃より教育における「地域」に注目する研究が少しずつ見られるようになってきている。だが、これらの研究は、主として学校教育に重点が置かれている。本研究は、これらの先駆者の研究を踏まえ学校教育との関係を視野におきつつ、地域の視点から、子どもの生活の質を高める総合的な地域教育政策のあり方を問い、フランス教育研究の枠組みの転換を図る。加えて日本の地域教育政策との比較のための素材を提供できる。

研究成果の概要(英文)：Local education policy in France was born and developed in background of the decentralization laws of the 1980s, including two aspects. One aspect is the promotion of "remote governance" of local government education policy by the state, the other is the promotion of the "localization of education policy". This localization is built on the foundation of an educational community through cooperation and collaboration between local governments and various local actors such as associations. The result is the following bipolarization, in the tension between the state and association on the one hand, and the republican model of education and the educational community model on the other; national similar situation of local education policy (appearance of national modeling of local education policy) and local governments increasingly formulating their own local education policy (formation of local educational community).

研究分野：社会教育

キーワード：フランス 地域教育計画/政策 地方公共団体 教育共同体 修学リズム 教育契約 パートナーシップ アソシアション

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

フランスの公教育は、共和国という公的世界を担う市民を形成する国家が組織する国民教育として歴史的に形成されてきた。そこでは市町村 (commune) など地方公共団体の位置は、国家が組織する教育に協力することにあり、施設設備整備など極めて限定的なものであった。市町村は、普遍的な教育を普及される対象ではあっても、それぞれの地域文化を含みこんだ教育を担うことはなかった。そのことによって、普遍的な教育を平等に保障し「一にして不可分の共和制国家」としての統合が図られてきたのである。というのは各地域を基盤にした教育の権利や不平等の尊重は、個人をその地域に閉じ込め、それは分断の要因となり、ゲットーや分離、そして排除の論理となると考えられてきたからである。共和制モデルともいえるこの理念の下において、公教育はあくまでも国の公役務であり、地域に対して閉鎖的であった。

だが、近年フランスでは、このような公教育と地域をめぐる基本原則が揺らいでいると思われる状況が広がっている。つまり地域の実情により市町村の判断によって教育活動が各々可能になる制度が生まれている。それは2010年代半ばにフランスの教育行政関係者から聞いた「かつて学校で習うことは、どこの学校の生徒も平等に享受できることが絶対的だったが、今日では地域によって違う教育活動が始まっている。また、かつては学校時間は全国的に決まっていたが、今では地域によって異なることは珍しくなくなっている」という言葉に象徴される。「公教育と地域」のテーマは、単に学校の建設や維持といった市町村の公教育への協力だけに限られなくなっているのである。それは、とりもなおさず公教育の共和制国家モデルが変わりつつあるということの意味すると考えられる。こうした状況を生み出しているのが、2000年頃から進んでいる各市町村の地域教育政策の展開である。このことは、今日フランス教育研究において、地域に視点をおくことが不可欠になっていることを示している。

2. 研究の目的

(1) 近年ようやく誕生したと評しうるフランスの地域教育政策 (politique éducative locale/territoriale) の生成と今日的展開の歴史的な性格とその意味の実証的の解明を図る。その際、

アソシアション、国家、地方自治体の力関係、知育を中心として機能してきた学校教育において文化・スポーツ・福祉などの新たな教育的価値へのアクセス、学校教育のみならず学校外での子どもの生活を視野にいれた総合的な教育計画とその基盤となる地域教育共同体 (communauté éducative locale /territoriale) づくりという点に着目し解明を図る。

(2) 我が国の教育学研究において、フランスの教育は近代教育改革以来国家の公役務として進められているという前提があるため、国レベルの教育政策研究の蓄積はあるが、地域の位置をめぐる研究はほとんど見られない。他方、我が国のフランス社会教育研究においては、国家に対峙するアソシアションの機能的集団の活動ないし運動と論じられ、地域は十分な研究対象になってこなかった。本研究は、こうした国家政策、アソシアションの市民運動的研究の枠組みを、地域における教育公共空間形成の視点から、フランスの教育を捉え直すことによって、フランス教育研究の視点の転換を図ろうとするものである。

3. 研究の方法

(1) 地域教育政策の歴史的な性格を、1980年代からの地方分権法および子どもの時間調整政策、1990年代からの国と地方公共団体との多様な教育契約とその統合政策理念である地域

教育計画 (Projet Educatif Local) および 2010 年代の修学リズム政策などの分析を通して考察する。その際、国家教育政策と地域教育政策の関連、地域政策の策定・実施におけるアソシエーションなどローカルアクターの位置と役割、地域教育共同体の創造への志向などに注目しつつ分析を図る。

(2) 全国の市町村において策定・実施されている地域教育政策を、文献・資料やフランス人研究者のレビューによって俯瞰しつつ、地域教育共同体創造を志向し地域教育政策を策定・展開している市町村の事例に焦点をあて、今日の地域教育政策の実証的考察を行う。具体的には、2010 年代の修学リズム改革においてローカルアクターの連携・協働を推進した市町村に焦点化し調査・分析する。

4. 研究成果

(1) 地域教育政策の生成過程とその性格の解明

フランスの地域教育政策は、1980 年代、地方分権法による国家の地方公共団体への教育権限の部分的委譲を背景としつつ、地域をターゲットに展開された教育優先地区 (ZEP/REP) 政策 (1980 年代～) 子どもの時間調整政策をはじめとする多様な教育契約 (contrat éducatif) (1990 年代～) 地域教育計画 (Projet Educatif Local: PEL) (2000 年～) の国家教育政策の推進によって形成され広がった。とりわけ 2013 年からの修学リズム改革では、市町村において地域教育計画 (Projet Educatif Territorial: PEdT) の策定が義務づけられ、今日ではほとんどの市町村が PEdT を策定し地域教育政策が制度化の段階に入ることになった。

こうした地域教育政策の特質は、「契約」「パートナーシップ」「計画 (財源を伴ったプロジェクト)」という装置を用いながら形成が図られてきたことである。この「契約」「パートナーシップ」「計画」は国家教育政策の一環であり、地方自治体への国家の遠隔ガバナンスとして働く側面もあったことは否めない (後述)。だが同時に、市町村が国家に対して相対的に自律性をもって教育の公役務を担う主体になり得ることを正当化し、地域レベルでの多様なアクター間の協働を促す作用は大きかった。地域教育政策の広がりの核心には、地域における青少年をめぐる深刻な実態と地域管理の困難に対し伝統的な中央集権的手法では解決できない現実から、子どもの教育活動への地域ニーズとそれを組織する多様なパートナーシップ形成の動きの中で、教育における地域の位置の高まりがあったからである。

(2) 地域教育政策としての修学リズム改革と地域教育計画 (PEdT) の分析

2014 - 2016 年に実施された修学リズム改革 (Réforme des rythmes scolaires) は、直接的には、子どもの 1 日の授業負担の軽減のための修学時間の割り振りの学校改革である。しかし、その具体的割り振りは市町村権限になると同時に、子どもの生活全体を視野に入れての市町村の地域教育計画 (PEdT) を義務づけた地域教育政策としての性格を有するものである。本研究では、特に次の 2 点に注目して分析した。

第 1 に、PEdT は、子どもの教育を学校の内と外に切り離されたものでなく、修学時間、学校周辺活動時間、学校外活動時間の一貫性をもった教育的連続性 (continuité éducative) を追求して計画される。そしてそのために、教員、アニマトゥールはもちろん、地域アクターや地域施設など地域のあらゆる資源を動員していく道筋が開かれた。さらにそれは地域の誰にも開かれており、あらゆる人々の生涯にわたる教育計画としての可能性も内包していた。第 2 に、PEdT の組織運営は、国、市町村、学校、地域の多様な教育アクターなどが共同で教育を組織していく「協働計画 (projet collaboratif)」とも称され、地域の総合的な教育体制がめざされた。そしてこうした PEdT をめぐる動きによって

地域に支えられた地域固有の教育活動の展開を生み出し、青少年の地域アイデンティ形成に資するとともに、学校教育の実践との連携にまで広がったという注目される事例も生まれている。

修学リズム改革に見られる地域教育政策のあり方は、近代教育制度誕生以来の共和制の学校のあり方を大きく揺さぶる動きでもある。PEdT が従来の学校教育の 3 つの基本の柱(学校は教師が使う場所、全国一斉の教育活動の時間、全国一律の教育内容)に抵触しているからである。だが、今後地域教育政策の広がりの中で一層従来の学校のあり方への問いが広がっていくことが予想される。その問いの広がり対話・議論の中で、どのように教育共同体が形成され、新たな学校像、教育像を築くが問われている。

(3) 地域教育共同体創造プロセスに関わる地域事例研究

本研究においては、Véronique LAFORÉT 氏(教育社会学者)、Claire LÉCONTE 氏(時間生物学者)の助言を受け、地域教育政策の推進において評価のあるアンジェ市、ラ・シオタ市、リオメール村、ルール市、モントルイユ市、トゥールーズ市、ガイヤック・グロエ都市圏共同体の調査を実施した。それぞれ特徴的な地域教育政策の展開がみられたが、次の点において共通点が見られた。子どもの生活リズムを考慮した教育計画の策定を決定し職員体制を整えると同時に、様々な団体・個人の参加(市町村長、議員、アニマトゥールグループ、アソシアシオン、父母、子ども、住民など)によって地域の教育についての協議やワークショップを数多く実施。またそれらを集約する体制整備(例えば議員、職員、教育省関係者、家族手当金庫関係者、民衆教育アソシアシオンなどで構成された運営会議など)で地域教育計画の議論が積み重ねられるなど、多層の議論を重視。そうしたプロセスの中に、住民全体に開かれた地域ぐるみの学び合いの実施が組み入れられた。例えば、ガイヤック・グロエ都市圏共同体(communauté d'agglomération Gaillac-Graulhet)では、生物時間学の専門家を招聘し、地域での数回にわたる大規模講演、アニマトゥールや教師とのミーティング、学校での子ども達との対話授業は地域全体で教育を考え合う大きな効果をあげた。それらを受けて、地域教育計画の実施の指標づくり、修学時間だけでなく子どものあらゆる時間の意義の確認、子どもの発達のための教育共同体の構築の重要性が確認され、政令で定められた PEdT を超えた「地域教育計画(Projet Educatif Communautaire)」を出発させている。それは、協議や学びを通じた地域独自の視点で形成された地域全体の教育計画であった。こうした地域教育政策策定のプロセスそのものが、地域住民の教育への意識的関わりへの関心や知見の高まりを生み、学校と地域の関係の組み替え志向や子どもの生活全体を視野に入れた教育像が地域の中に形成されてきている。

(4) 全国的状況にみる地域教育政策の特徴と課題の分析

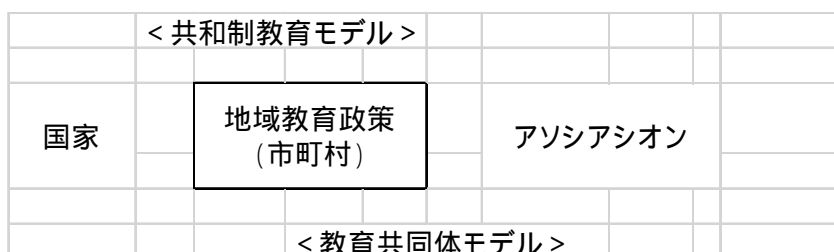
フランスの地域教育政策は、1980 年代に生まれ、2000 年代頃から急速に広まり、今日ではすべての市町村で策定されるまでになった。また、そのための市町村運営体制も整備されてきている。その過程で、地域の多様な教育アクターの協働が進み、学校内に留まっていた教育共同体(学校教育共同体)づくりは、今日では地域ぐるみの教育共同体(地域教育共同体)づくりへと発展する動きがみられるようになってきたことが調査で確かめられた。だが、そうした動きは全体から見れば未だ少数であり、全体を俯瞰すれば、「地域」教育政策として機能していない状況は否めない。

第 1 に、地域の状況は異なるにもかかわらず、多くの市町村の地域教育政策が極めて類似し、「地域教育計画の標準化・画一化」(V.LAFORÉTS)と呼ばれるような傾向があることである。その理由として、教育活動への地域ニーズの明確化とそれを組織する多様な

パートナーシップ形成がなさず、財務と技術が優位を占め国家との交渉による事業転換になりがちであることが密接に関わっていると考えられる。そのため、「地域」教育政策とは言え、結果的に市町村の教育に対する国家の「遠隔ガバナンス (gouvernement à distance)」として機能していることは否めない。第2に、地域教育政策策定過程における脱政治化の問題、つまり対立や利害を調整して全体を統合し、地域社会の意志決定を行い、これを実現する作用の脆弱さである。その背景には、地域教育政策の策定・実施においてパートナーシップの維持が資金調達条件として義務づけられていることから、対立しそうな論点(文化的出身、学校の責任、社会的経済的背景、差別や文化的偏見など)は避けられ、論争が回避されがちなことがある。その結果、地域教育政策によって、教育のサービス化(caractère serviciel)が進み、個別的教育の位置が増すことで地域における教育格差が広がっているのである。第3に、学校周辺・学校外の自由時間のための固有の教育方法が、地域に蓄積されている地域とそうでない地域格差もまた否めないという問題である。地域教育政策が地域ぐるみで構築されている市町村では、民衆教育アソシアシオンの地域実践歴も長く、それらの協力の組織化により地域教育計画が有効に機能するが、そうした蓄積がない地域では地域教育政策が他の地域の計画を模した貧弱なものになりがちである。また専門の職員の採用・配置の地域格差も看過できなくなっている。第4に、地域教育政策の実質的な策定・実施において、地域教育共同体の形成が欠かせないが、それは「市町村の責務」としてのみ展開されるだけでは、市町村格差とともに学校間、家庭間格差による教育の分断が拡大しかねない。地域教育政策を通して、あらゆる市町村が地域教育共同体の形成を図りながら、それぞれの地域の教育を充実させるよう、国の教育政策が遠隔ガバナンスとして働くことなくいかに進められるべきかといった、地域教育政策と国家教育政策との関係もまた焦眉の課題となっている。

(5) 共和制国家モデルから地域の特殊性志向への転換の力学の提示

フランス地域教育政策は、平等性と普遍性の名の下に全国一律の教育のあり方を追求する伝統的な共和制教育モデルにコミットする形で、緊張関係をもって広がっている。それは、地域教育政策の形成を担おうとする教育共同体や、学校外での教育に大きな役割を歴史的に担ってきたアソシアシオンなどローカルアクター、そして国民教育省を中心とする国との間の緊張関係の中で形成されていることが理解された。換言すれば、地域教育政策は、共和制教育モデルに包摂される固定された静的なものでなく、一方で共和制教育モデル(権力を伴う普遍性)と教育共同体モデル(地域ニーズを含み込む特殊性)の間の、他方で国家と教育共同体を核として担っているアソシアシオンの間の緊張関係として動的に位置付けられていることが見て取ることができる(下図参照)。その力学の中で、未だ多くない地域とはいえ、共和制国家モデルから地域の特殊性志向への転換への動きが徐々に進んでいることが明らかになった。この動きが今後どのように進展するかは、これらの力関係の動きにかかっているといえよう。



5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 岩橋恵子	4. 巻 第43巻
2. 論文標題 Franciis Lebon, Emmanuel de Lescure, L'education populaire au tournant du 21e siecle (書評)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 志學館大学人間関係学部研究紀要	6. 最初と最後の頁 71-78
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 岩橋恵子	4. 巻 34号
2. 論文標題 社会教育関係職員・支援者の日仏比較：アニメトール/社会教育士	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 フランス教育学会紀要	6. 最初と最後の頁 183-188
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩橋恵子	4. 巻 第42巻
2. 論文標題 フランスにおける修学リズム改革をめぐる問題と今後の課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 志學館大学人間関係学部研究紀要	6. 最初と最後の頁 1 - 20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 岩橋恵子	4. 巻 第27号
2. 論文標題 修学リズム改革の動向 - 学校週4日制・4.5日制をめぐる現地調査から -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日仏教育学会年報	6. 最初と最後の頁 81 - 86
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Florent CONTASSOT, Marc GUIDONI, Keiko IWAHASHI	4. 巻 202号
2. 論文標題 Petit tour du monde de l'animation	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Le Journal de l'Animation	6. 最初と最後の頁 23-34
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 岩橋 恵子	4. 巻 第25号
2. 論文標題 フランスにおける地域教育政策の展開とその特質	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日仏教育学会年報	6. 最初と最後の頁 3-13頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 岩橋恵子
2. 発表標題 フランスにおける修学リズム改革をめぐる問題と今後の課題
3. 学会等名 日仏教育学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------